令和８年１１月１３日招集

令和８年１１月

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

発　　議　　書

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

発　議　一　覧

発議番号	件　　名	頁
発議第２号	地方自治法第１８０条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部改正について	1

発議第２号

地方自治法第１８０条議会の委任による専決処分事項の指定
についての一部改正について

地方自治法第１８０条議会の委任による専決処分事項の指定について（平成１９年３月２９日議決）の一部を次のとおり改正する。

令和８年１１月１３日　提出

提出者　滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員　　浅見　宣義

賛成者　滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員　　森中　高史

地方自治法第１８０条議会の委任による専決処分事項の指定
についての一部改正

地方自治法第１８０条議会の委任による専決処分事項の指定について（平成１９年３月２９日議決）の一部を次のとおり改正する。

本則第２号中「法第243条の２第４項」を「法第243条の２の９第８項」に改める。

附　則

この議決は、令和８年１１月１３日から効力を生ずる。